

# 同和問題の

今<sup>いま</sup>について

考える



# 目次

人権とはなにか …… 1

日本国憲法と世界人権宣言 …… 2

様々な人権問題 …… 4

同和問題とは …… 6

行政による同和対策の歴史 …… 8

なぜ、いま同和問題なのか …… 12

インターネット上の差別／結婚や就職の差別

当事者の経験談 …… 15

身の回りの同和問題 …… 16

差別表現／差別につながる身元調査／えせ同和行為

部落差別に関する意識調査 …… 18

同和問題の解決に向けて …… 19

部落差別解消推進法の施行 …… 20

法務省人権相談窓口 …… 23

同和問題関係年表 …… 24

# 人権とはなにか

## 人権、それは誰もが人間として尊重されること

### 基本的人権

誰もが人間らしく幸せに暮らしたい。こんな当たり前の願いを実現するには、私たち一人ひとりがお互いを人間として尊重し、それぞれの人権を守ることが重要です。人種、国籍、性別、出身、職業、年齢などに関係はありません。

戦争の惨禍を経験した人類は、平和の大切さを学び、永遠の平和を願いました。こうした中で、人類は「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という、人権の尊重が平和の基礎であるとの大きな教訓を得たのです。そして、「21世紀は『人権の世紀』」という言葉が、人権の尊重と平和の実現への願いが込められた“合言葉”となっています。しかし、世界各地ではいまだに紛争やテロが絶えません。人種や民族、宗教観や思想・信条の違いがあっても、私たちは21世紀を真の「人権の世紀」とするために人権を尊重する意識を自ら高めていかなければなりません。

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的な権利です。日本国憲法でも、国民の『基本的人権』を保障しています。そして、個人の人権の主張には同時に他の人の人権を守る責任が伴います。お互いの人権に配慮して生活することで、全ての人の人権が尊重される社会が実現するのです。

しかし、今なお、同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障害のある人への虐待や、女性に対する暴力など、人権侵害が発生しています。高度情報化社会の発展に伴う個人情報保護やプライバシー侵害などの新たな課題も浮かびあがってきました。日本社会は、国際化、情報化、高齢化、少子化、多様化など様々な大きな変化に直面しています。そうした中であって、基本的な目標としていかなければならないのが人権の尊重なのです。

# 日本国憲法と世界人権宣言

## 日本の人権・世界の人権を守るには

### 日本国憲法

1947（昭和22）年5月3日に施行された日本国憲法は、基本的人権の尊重、国民主権（民主主義）、平和主義を三大原則としています。人権については「第三章 国民の権利及び義務」において

第14条〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と明記されています。

その他、第11条（基本的人権）

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」

第13条〔個人の尊重と公共の福祉〕

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とされています。

さらに「第十章 最高法規」の第97条では、〔基本的人権の由来特質〕  
「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と書かれています。

憲法で、社会的身分や門地で差別されないこと、また基本的人権は侵すことのできない永久不可侵の権利とうたわれているとおり、同和問題は社会的な差

別として一刻も早く解消すべきものです。

## 世界人権宣言

戦火が世界に広がった第二次世界大戦は、数千万人の犠牲者を出し、核兵器が使われるという惨禍をひきおこしました。1945（昭和20）年10月に設立された国際連合（国連）では、平和を実現するためには世界的な人権保障が必要であるという議論が起きました。1948（昭和23）年12月、パリで開かれた国連の第3回総会で「世界人権宣言」を採択し、ここで人権の国際的基準を示しました。

世界人権宣言は、第1条で、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と規定し、第2条では、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位」などによる差別の禁止を規定し、すべての人の自由・平等・無差別の原則を定めています。

この世界人権宣言を具体的に条約化し、締約国にその国内法と同じ効力を持たせようとしたのが、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約／A規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約／B規約）」です。1966（昭和41）年の第21回国連総会で採択され、1976（昭和51）年に発効しました。国連では、人権に関する様々な国際条約を採択し、人権の国際基準を示しています。人権に関する主な国際条約には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約／1979年）、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約／1989年）、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約／2006年）などがあります。

国連は、世界人権宣言を採択した12月10日を「人権デー」とし、加盟国へ人権思想の普及を要請しています。日本でも、12月4日から10日の人権デーまでの1週間を「人権週間」と定め、広く人権の啓発を行っています。

# 様々な人権問題

---

## 差別をなくして21世紀を「人権の世紀」に

何より大切な権利としての人権を守るための取り組みが、世界でも日本でも続けられてきました。それにもかかわらず、誰もが等しく尊重されるべき人権が傷つけられる状況があります。あなたの周囲にも人権問題で悩んでいる人がいるのではないのでしょうか。

---

**女性** ● 誰もが性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できるような環境整備が進められていますが、依然として、雇用機会や待遇などの面で、男女間の格差が存在したり、様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画が十分でないなど、男女共同参画が進んでいない状況があります。また、性犯罪・性被害、夫・パートナーからの暴力、職場などにおけるセクシュアルハラスメントなど、人権を侵害する事案も発生しています。誰もが互いに人権を尊重し、能力を十分に発揮することができる社会づくりが必要です。

---

**子ども** ● 児童虐待やいじめの問題をはじめ、子どもの健康や福祉を害する犯罪の多発など、子どもの人権をめぐる状況は深刻です。次代を担う子どもたち一人ひとりの人格が尊重され人権が守られる中で、たくましく健やかに生きる力を持つ子どもたちを育成することができる社会づくりが必要です。

---

**高齢者** ● 高齢期になっても、豊かな知識と経験を基に、これからも社会に貢献したい、地域の人たちと交流し、生活や趣味を楽しみたい…といったことは、多くの人の共通の願いです。しかし一方で、養護者等による身体的・心理的虐待や、家族等による財産の無断処分などの経済的虐待といった高齢者の人権に関わる様々な問題が生じています。高齢者が社会を構成する重要な一員とし

て、健康で、生きがいと尊厳を持って社会参加ができ、安心して生活できる環境づくりが必要です。

---

**障害者** ● 障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で、いまだに働く場所の確保や情報の収集・利活用などに際して様々なバリア（障壁）があり、不自由、不利益又は困難な状態に置かれています。また、障害や障害のある人に対する誤った認識や偏見から生じる差別も存在しています。一人ひとりが障害や障害のある人に対する理解を深め、配慮を行うとともに、障害のある人が社会を構成する一員として尊重される社会づくりが必要です。また、2016（平成28）年には「障害者差別解消法」が施行されました。この法律では、障害者に対する不当な差別的取扱いが禁止されています。また、障害者から社会の中のバリアを取り除くことを求められたら、行政や事業者は対応するための合理的配慮を提供することが求められています。こうして共生社会を実現するための取り組みが進められています。

---

**インターネットによる人権侵害** ● インターネットの普及に伴い、匿名性や情報発信の容易さから、ホームページ、BBS（電子掲示板）、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）などで個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。個人の名誉やプライバシーに関する理解を深め、インターネットを正しく利用し、インターネットによる人権侵害をなくすことが必要です。

---

**様々な人権課題** ● 我が国固有の人権問題である同和問題やアイヌの人々、外国人、HIV感染者等やハンセン病回復者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、北朝鮮当局による拉致問題等への人権侵害も解決すべき課題となっています。また、性的指向や性自認を理由とする差別に対しても取り組む必要があります。

# 同和問題とは



## 今なお続く差別

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている我が国固有の人権問題です。

### 明治維新後の状況

江戸時代には、こうした一部の人々は農民や町民などとは別の身分とされて、差別を受けながら社会を支えていました。幕府の身分的差別の強化にともなって、交際、服装、髪型、住む場所など衣食住にわたる規制は厳しいものになりました。

江戸幕府が終わり、明治政府が成立して間もない1871（明治4）年、後にいわゆる「解放令」と称される「だじょうかんぷこく太政官布告」が出されました。江戸時代の身分制度を廃止したものです。これにより法令上、差別的な身分は廃止され、差別されていた人々も一般市民と同じであるとされました。

しかし、「解放令」は、同和問題の解決に向けた出発点にはなりましたが、十分な対策はとられませんでした。制度的に身分差別はないこととされましたが、社会には実質的な差別が根強く残っていました。1872（明治5）年に作られた全国的・近代的な最初の戸籍（「じんしんこせき壬申戸籍」と称される。）には、旧身分の差別的な呼称が記載されたものもありました。また、地域によっては、「解放令」に反対する一揆が起き、同和地区・被差別部落が襲われる事件も発生しました。

さらに、職業の選択が自由になったことにより、それまで同和地区・被差別部落に住む人々が主に携わってきた特定の職業に、様々な人々も就くようになりしました。同和地区・被差別部落に住む人々が職を失うなど、以前よりかえっ



て経済的に苦しくなったともいわれています。

大正時代になると、同和地区・被差別部落に住む人々の生活を改善することを目的とした、政府、地方公共団体、各種団体合同による事業の取り組みが見られましたが、これも十分ではありませんでした。現実の厳しい差別の解消や人権意識の向上にはいたりませんでした。

### 全国水平社の結成

しかし、差別を受けていた人々も厳しい状況は無条件に受け入れていたわけではありません。1922（大正11）年には、自主的な団体として全国水平社が結成され、「水平社宣言」が宣言されました。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」という言葉で結ばれたこの宣言は、長い間差別されていた人々が、厳しい差別の解消を求めた訴えであり、差別されていた人々が自ら声を上げた世界初の人権宣言ともいわれています。全国水平社を中心とした自主的解放運動は全国に広がっていきましたが、昭和時代に入ると戦争が激しくなり、全国水平社の活動も停止を余儀なくされました。

その後、同和问题解決に向けた本格的な取り組みは、第二次世界大戦後になるまで行われませんでした。

「解放令」から百数十年を経た現代でも、同和地区・被差別部落に対する偏見や差別意識により、様々な社会的不平等や差別が存在しています。同和問題は、憲法がすべての国民に保障している基本的人権が侵害されているという問題であり、21世紀を真の「人権の世紀」とするためにも、私たち一人ひとりが解決に取り組まなければなりません。同和問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

同和問題は、特定の地区の出身という、本人にはどうすることもできないことで差別される、根拠のない不合理な差別なのです。

# 行政による同和対策の歴史

## 同和問題解決は国の責務で国民的課題

### 同和対策の基礎となった審議会答申

同和問題への取り組みは、戦後、次第に本格的に行われるようになりました。

年	項目	実施主体等
1951 (昭和26) 年	「全日本同和対策協議会」結成 (後に「全国人権同和行政促進協議会」に改称)	同和問題に取り組む 地方公共団体
1953 (昭和28) 年	同和問題解決のための地域の拠点施設として隣保館設置についての予算を計上 ➔ 国の同和行政の始まり	厚生省 (当時) ※共同浴場の設置など 環境改善が中心
1958 (昭和33) 年	「同和問題閣僚懇談会」の設置	内閣 ※関係各省庁の行政施策に 同和対策を取り入れる
1961 (昭和36) 年	「同和対策審議会」の設置	総理府 (当時)
1965 (昭和40) 年	「同和対策審議会答申」	同和対策審議会
1969 (昭和44) 年	「広島県同和対策基本方針」決定	広島県
1969 (昭和44) 年	「同和対策事業特別措置法」(同対法) 施行	
1970 (昭和45) 年	広島県同和対策事業行政施策の方針 同和教育行政施策の方針	広島県 広島県教育委員会

### 同和対策審議会答申 (抜粋)

答申は、その前文で、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べています。そして、対策の具体的な取り組みとして、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業・職業の安定、教育文化の向上、基本的人権の擁護などを内容とする総合的対策がとられるべきであると提言しています。

この答申を受け、1969 (昭和44) 年に「同和対策事業特別措置法」(同対法) が施行され、本格的に同和行政が推進されることになりました。

## 特別対策による成果

同和対策事業特別措置法の目標は「対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消すること」とされ、同対法による事業は13年にわたって行われましたが、なお継続の必要性があると認められたため、次の取り組みが実施されました。

年	項目	実施主体等
1982 (昭和57) 年	「地域改善対策特別措置法」施行	
1987 (昭和62) 年	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法) 施行	
1996 (平成8) 年5月	「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」(意見具申) ➡ <b>人権教育・人権啓発</b>	総理府 (当時) 地域改善対策協議会 (地対協)
1997 (平成9) 年3月	地対財特法の延長 (5年間) ※一部の経過措置を必要とする事業のみ	

### 同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について (抜粋)

21世紀を「人権の世紀」とであると位置づけたこの意見具申では、これまでの特別対策により生活環境 (道路、住宅など) の改善など、物的面では大きく改善されましたが、「今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化である」とし、さらに、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべき」と提言しました。

これを受けて、地対財特法は一部の経過措置を必要とする事業のみを対象として1997 (平成9) 年3月に5年間延長されましたが、その他の事業は一般

対策により対応することになりました。こうして同和対策の施策の重点は、差別意識の解消に向けた取り組みに移りました。

## 差別意識の解消に必要なものは

### 求められるのは人権教育・啓発

1996（平成8）年の地対協の意見具申を受けて、人権の擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにし、必要な体制を整備するため、「人権擁護施策推進法」が1997（平成9）年に施行されました。この法律に基づいて設置された「人権擁護推進審議会」は、1999（平成11）年7月、人権教育・啓発に関する答申を行いました。

年	項目	実施主体等
1997（平成9）年3月	「人権擁護施策推進法」施行	
1999（平成11）年7月	人権教育・啓発に関する答申（第1号答申）	法務省 人権擁護推進審議会
2000（平成12）年12月	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	
<b>2001（平成13）年12月</b>	<b>広島県の同和対策事業の見直し</b>	<b>広島県</b>
2002（平成14）年3月	「人権教育・啓発に関する基本計画」	閣議決定
<b>2002（平成14）年5月</b>	<b>広島県人権教育・啓発指針策定</b>	<b>広島県</b>
<b>2002（平成14）年11月</b>	<b>広島県人権啓発推進プラン</b>	<b>広島県</b>
<b>2002（平成14）年12月</b>	<b>広島県人権教育推進プラン</b>	<b>広島県教育委員会</b>
2016（平成28）年12月	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）施行	

### 人権教育・啓発に関する答申（第1号答申）（抜粋）

この答申で、日本には様々な人権侵害があるとし、同和問題については、「結婚問題を中心に、地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している。就職に際しての差別の問題や同和関係者に対する差別発言、差別落書などの問題もある」と指摘しました。さらに、「人権教育・啓発をより一層

推進し、国民一人一人に人権尊重の理念についての正しい理解が十分定着するよう努めることが極めて重要」として、学校・社会・家庭における人権教育の向上、効果的な人権啓発、人権にかかわりの深い特定の職業従事者の研修の充実などを提言しました。

#### 人権教育・啓発に関する基本計画（2011(平成23)年4月一部変更）

ここで同和問題は我が国固有の重大な人権問題とされています。戦後は特別立法で様々な施策を講じてきて、同和地区と一般地区における物的面での格差はほぼ解消されたため、今後は差別意識の解消に向け人権教育・啓発に取り組むことが明記されています。

#### 広島県人権教育・啓発指針

県が実施する人権教育・啓発についての基本方針を定めたもので、県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりを目標としています。

#### 部落差別に関する新たな法律が成立・施行

このような取り組みのなか、2016（平成28）年12月、部落差別解消を目指し、教育・啓発の推進を柱とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立・施行しました。この法律については、このパンフレットの20ページでくわしく説明しています。



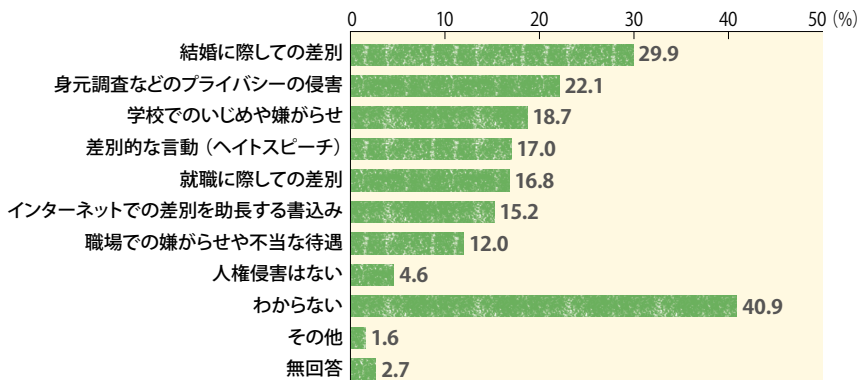
# なぜ、いま同和問題なのか



## 今も残る差別意識

これまでに記したように、長年にわたる国や地方公共団体などによる様々な取り組みの結果、同和地区・被差別部落と他の地域との生活実態面での格差は、相当程度解消されました。しかし、最近でも、同和地区・被差別部落出身者を誹謗・中傷する等の差別は依然としてあり、差別意識が解消されたとは言えません。

### ● 部落差別がどのような形で現れていると思いますか



出典：広島県政世論調査（平成29年度）

広島県の調査では、「結婚に際しての差別」と回答した割合が29.9%と最も高く、次いで、「身元調査などのプライバシーの侵害」22.1%、「学校でのいじめや嫌がらせ」18.7%となっています。一方、「わからない」との回答も40.9%ありました。なお「わからない」と回答した方の年代別では20歳代が56.0%と最も高くなっています。

### ● 結婚や就職の差別

人生の大きな出来事である結婚や就職に直面したとき、特定の地域の出身ということ等で差別を受けることがあります。

誰にでも故郷があり、親しい人がいて、誇りにも感じるのが故郷です。その故郷を人に言えない、故郷が分かると結婚や就職で差別を受けるということはあってはなりません。しかし、結婚する相手が同和地区・被差別部落出身者であるか否かを調べるために、職務上他人の戸籍謄本などを入手することができる者に依頼するなど、制度を悪用して、不正にその人の戸籍謄本を入手し、その結果、同和地区・被差別部落出身者であることを理由に、本人の人柄や当事者の気持ちとは無関係に、結婚の断念を迫ったといった事件も起きています。

就職差別も同様です。1975（昭和50）年頃、全国の同和地区・被差別部落の所在地などを記載した「部落地名総鑑」と称する冊子が発行され、相当数の企業が購入していたことが発覚しました。冊子はすぐに回収され処分されましたが、掲載されていた「情報」は企業での採否決定に悪用されるなど就職差別につながるものでした。就職差別は、生活にかかわる問題であり、場合によっては命をも奪いかねない問題でもあることを私たち一人ひとりが十分に認識する必要があります。

### インターネット上の差別

スマートフォンが普及し、毎日の生活に不可欠な存在となり、SNSでは情報があつという間に拡散するようになりました。インターネット上では、同和地区・被差別部落の所在を示すとする書き込みが掲示されるなど差別を助長する書き込みもされています。

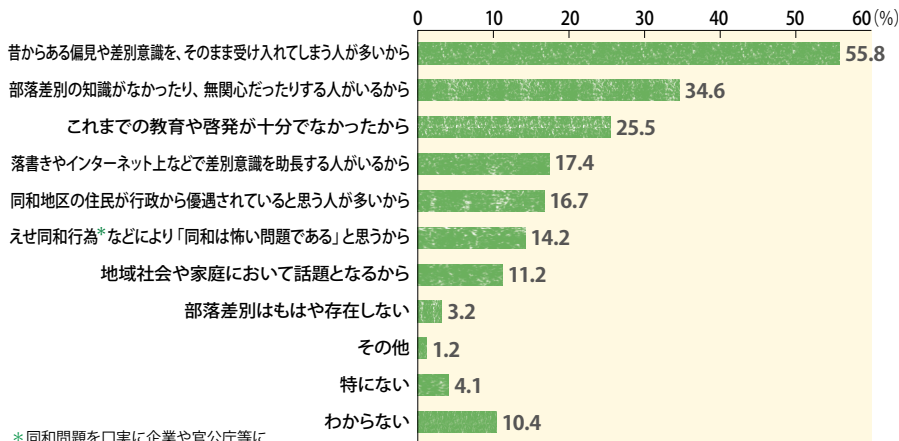
インターネット上の差別的な表現には抗議して削除することもできますが、一旦ネットで拡散してしまうと次々とコピーが繰り返されてすべて削除することは困難です。インターネットを使った差別事件を防止するには、人権という観点からの教育・啓発をより一層進めることが重要です。

同和問題の解決には、正しい知識を持つことが重要です。しかし、頭の中では分かっている、いざ身近なこととなると、世間体などを理由にして正しい

判断ができなくなるのでは、本当の意味で人権意識が身についているとはいえません。「悪いとはわかっている、他の人たちがそうしているから」ということなかれ主義は、差別を助長することにつながります。

## なぜ部落差別が残っているのか

● 部落差別が存在する理由 ※部落差別等の同和問題を「知っている」とする者に、複数回答



\* 同和問題を口実に企業や官公庁等に不当な要求をする行為

出典：内閣府「人権擁護に関する世論調査」2017

誰もが「悪いこと」と理解できる部落差別が、なぜ今も残っているのでしょうか。

内閣府の世論調査によれば、部落差別が存在する理由として、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」が55.8%と最も多く、次いで「部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」が34.6%、「これまでの教育や啓発が十分でなかったから」が25.5%となっています。

この結果を見ると、部落差別がなぜ存在するのかを理解しないで、昔からの偏見をそのまま疑問を抱かず信じてしまっていることや、また、知識の無さや無関心も部落差別を助長していることがわかります。



# 当事者の経験談

## 経験談①

高校で友だちになった子たちと出身中学校や出身地の話題で話しが盛り上がった時、一人の生徒が「〇〇は部落」と突然、言い始めた。「〇〇は部落」と発言した生徒は、インターネット上に掲載されていた被差別部落の一覧表を見た友だちから市内の部落はどこかという話を教えてもらい、このような発言をしたらしい。〇〇に住んでいる人がこの場にいたら、どんな気持ちになっただろう。また、きっと、自分が知らないだけで、他の高校生の中にも同じようなことをしている人がいると思う。(10代 学生)

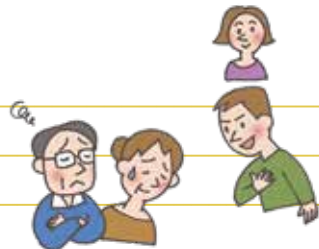


差別的な言動に気づかなかつたりすることはないでしょうか。  
「友達が言っていたから」「インターネットに載っていたから」  
ということで、疑いなく信じてしまうことはないでしょうか。

## 経験談②

私は一人の男性と交際をしている。私の家族は彼のことを「いい人だ」と褒めていたが、父親は彼の出身地を知るなり、インターネットで彼の出身地を検索しはじめ、被差別部落の一覧表に彼の出身地を見つけた。すると突然「彼とは別れなさい」と言い出し、部落の出身であることを理由に結婚を反対してきた。突然のことに驚くとともに、自分の親が部落差別をするなんて思ってもいなかった。(20代 会社員)

あなたは、家柄などで人を好きになったり、  
嫌いになったりしますか？  
子どもの幸せを願うのであれば  
大切なのは、何でしょうか。



# 身の回りの同和問題

## 差別を助長しないために

### 差別表現

個人や集団を侮蔑<sup>ぶべつ</sup>する意図で使用する差別表現は、人々の観念や意識のうちに潜在する差別意識を言葉や文字、行為によって表すことです。これにより人をおとしめたり、不快の念を与えたりして、その人の尊厳を無視して基本的人権を踏みにじることとなります。差別表現が何の歯止めもなく使用されることが、周囲の人に「差別表現をしてもいい」という誤った観念を与え、人々の差別意識を一層助長・拡大していくこととなります。

差別表現について考える場合には、単に何が差別的な言葉か、どう言いかえるか、という促え方では不十分です。個々の言葉自体は、差別的かそうでないかが必ずしも決まっているわけではないからです。<sup>(注)</sup> その一方で、長い間、差別を意図して使われてきた表現・言葉があって、聞いて不快を感じる人がいます。日常生活の中で何気なく使われてしまうのですが、言われた人にとっては非常に重い意味を持つことに注意しなければなりません。

(注) 歴史的用語としてその用語を使用しなければ意味が通らないために使用する場合などは、差別表現には当たりません。

### 差別につながる身元調査

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。こうした調査は、不当な差別的取り扱いにつながりかねないものです。このようなことを防ぐため、登録型本人通知制度があります。この制度は、事前に登録しておく、第三者が住民票や戸籍謄本をとった時に自治体が本人に知らせる制度で、広島県では、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、東広島市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、世羅町、神石高原町が導入しています。なお、大崎上島町は、2020（令和2）年

8月1日より、本人通知制度の事前登録が不要になり、大崎上島町に住所・本籍がある方全員が対象になりました。(2020(令和2)年10月1日現在)

2019(平成31・令和元)年に全国の法務局および地方方法務局に寄せられた同和問題の差別待遇についての人権相談件数は346件、広島県では12件ありました。同じく人権侵犯事件の件数は、全国で221件、広島県では10件でした。このように同和問題の差別は依然として存在しています。

## えせ同和行為

この他にも、同和問題の解決を遅らせている問題があります。企業などを訪れては、いかにも同和問題の解決に寄与しているかのように装って不当な寄附を募ったり、高額な書籍を売りつけたりといった、「えせ同和行為」の存在です。このような行為は同和問題の解決とは関係ないばかりではなく、「同和問題は怖い」「かかわらないほうがいい」という歪んだ意識を植えつけ、同和問題の解決を妨げる大きな原因となっています。

この問題に対しては、関係行政機関などとの緊密な連携と幅広い取り組みが必要ですが、何よりも私たち一人ひとりが、不当な要求は断固として断り、不当な行為については法的な処置をとるなど、毅然とした態度が不可欠です。

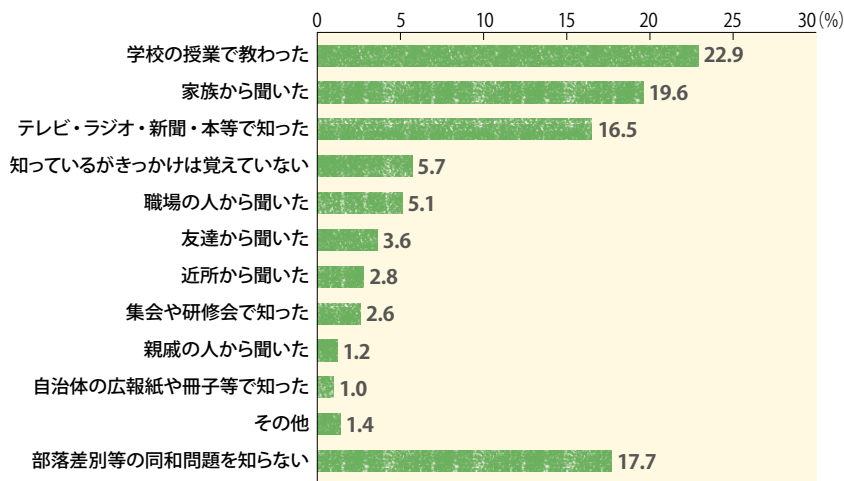


# 部落差別に関する意識調査



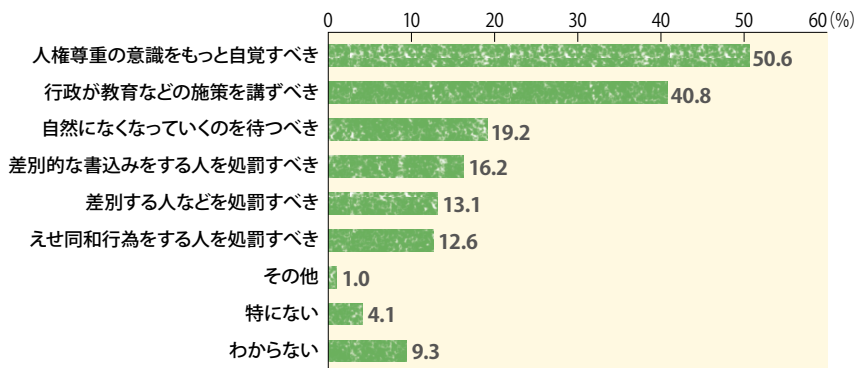
内閣府が2017（平成29）年10月に行った「人権擁護に関する世論調査」から、部落差別に関する調査結果を紹介します。

## ● 部落差別等の同和問題を知ったきっかけ



出典：内閣府「人権擁護に関する世論調査」2017

## ● 部落差別等の同和問題を解消するための方策 ※百分率の合計は、複数回答のため100%にならない



出典：内閣府「人権擁護に関する世論調査」2017

# 同和問題の解決に向けて

## 正しい人権意識で差別をなくそう

同和問題は、大変重要な人権課題です。同和問題をなくすための一番の近道は正しい人権意識を持つことです。「そっとしておけば、差別は自然になくなるのではないか」という意見もありますが、そうでしょうか。「人権擁護に関する世論調査」では、同和問題について初めて知ったきっかけは何からかという問いに対し、家族・親戚や近所、職場の人や友だちから聞いたと答えた人が約32%でした。人から聞いたうわさなどによって初めて同和問題を知った人が、誤った認識を持たないという保証はありません。えせ同和行為に出会った人が、きちんとした知識がないために間違った思い込みに陥ってしまう場合もあります。そうならないためにも、同和問題を正しく理解し、解決に取り組むことが大切です。

差別に気づいていないこともあるでしょうが、仮に気づいていても、無関心を装う人も多いのではないのでしょうか。私たちは、世の中の差別を黙認することは差別を助長する、ということをしっかり意識しなければなりません。

また、**人権教育・啓発の推進に当たっては、県民一人ひとりに、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において、人権への配慮が、自然に態度や行動に現れてくるような人権感覚を育むことが重要です。**（広島県人権教育・啓発指針から抜粋）

誰もがわだかまりなく、心をひらいて人権問題や差別のことを話し合い、差別のない社会の実現に向けて努力を重ねていきましょう。21世紀は「人権の世紀」というのは、時の経過と共に自然と人権が保障されるようになる、という意味ではありません。真の「人権の世紀」は私たち自身の手で積極的に創り上げるものなのです。

# 部落差別解消推進法の施行

## 部落差別のない社会を実現する法律

2016（平成28）年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。1969（昭和44）年の「同和対策事業特別措置法」以来、国と地方公共団体は同和問題の解消に向けて、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されてきました。また、差別意識の解消を目指して、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」を軸に、国や地方公共団体による教育・啓発の取り組みも推進されてきました。しかしながら、部落差別は依然として存在し続けているのが現状です。また、情報化の進展など状況の変化もあります。こうした現状を見据えて、「部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努め、部落差別のない社会を実現する」との基本理念に基づいた部落差別解消推進法が定められました。

この法律は、部落差別解消のために国や地方公共団体の果たすべき責務を明らかにし、相談体制の充実を図ることや必要な教育・啓発活動を行うことを要請しています。また、国は地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態調査を行うことも求められています。

この法律の可決にあたっては衆参両院の法務委員会で附帯決議がなされました。その内容は、衆議院では「部落差別についての世代間の理解の差や地域社会の実情を踏まえるよう留意し、部落差別解消のため適正かつ丁寧な運用に努めること」、また参議院では「過去の民間団体の行き過ぎた言動などが差別解消を阻害していたことを踏まえて対策を講じること。法で求められる教育・啓発・調査が、それにより新たな差別を生むことがないように内容や手法は配慮検討すること」というものです。

## ● 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

### （目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### （相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。



# 法務省人権相談窓口

**みんなの人権110番**

**☎ 0570-003-110**

全国共通  
人権相談ダイヤル

**インターネット人権相談**

<https://www.jinken.go.jp/>



相談は、パソコンでも、  
ケータイでもOKです。

🔍 法務省人権相談 で検索

なお、下記の法務局・法務局支局では常設相談所を設けていて、  
窓口で面接による相談も受け付けています。

◎受付時間は平日の8時30分から午後5時15分までです。

**広島法務局  
人権擁護部**

〒730-8536 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館 4階  
☎ (082) 228-5792

**廿日市支局**

〒738-0024 廿日市市新宮1-15-40 廿日市地方合同庁舎  
☎ (0829) 31-2164

**東広島支局**

〒739-0012 東広島市西条朝日町9-11  
☎ (082) 423-7707

**呉支局**

〒737-0051 呉市中央3-9-15 呉地方合同庁舎  
☎ (0823) 21-9288

**尾道支局**

〒722-0002 尾道市古浜町27-13 尾道地方合同庁舎  
☎ (0848) 23-2883

**福山支局**

〒720-8513 福山市三吉町1-7-2 福山法務合同庁舎  
☎ (084) 923-0100

**三次支局**

〒728-0021 三次市三次町1074  
☎ (0824) 62-5070

## 同和問題関係年表

1871 (明治4) 年	10月	「解放令」(太政官布告) 布告
1947 (昭和22) 年	5月	日本国憲法施行
1948 (昭和23) 年	12月	世界人権宣言、国連総会にて採択
1953 (昭和28) 年	4月	厚生省(当時)が隣保館設置についての予算を計上
1958 (昭和33) 年	10月	内閣に同和問題閣僚懇談会を設置
1960 (昭和35) 年	8月	同和对策審議会設置法の施行
1961 (昭和36) 年	11月	同和对策審議会委員の任命
	12月	内閣総理大臣から同和对策審議会に対し、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問
1965 (昭和40) 年	8月	同和对策審議会から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての答申提出
1969 (昭和44) 年	6月	広島県同和对策基本方針の決定
	7月	同和对策事業特別措置法の施行
1970 (昭和45) 年	3月	同和教育行政施策の方針決定(広島県教育委員会)
	5月	広島県同和对策事業行政施策の方針決定
1975 (昭和50) 年	11月	部落地名総鑑事件発覚
1978 (昭和53) 年	11月	同和对策事業特別措置法の延長
1981 (昭和56) 年	12月	同和对策協議会から「今後における同和関係施策について」意見具申提出
1982 (昭和57) 年	4月	地域改善対策特別措置法の施行
	4月	地域改善対策協議会設置
1984 (昭和59) 年	6月	地域改善対策協議会から「今後における啓発活動のあり方について」意見具申提出
1986 (昭和61) 年	12月	地域改善対策協議会から「今後における地域改善対策について」意見具申提出
1987 (昭和62) 年	4月	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の施行
	6月	えせ同和行為対策中央連絡協議会設置
1991 (平成3) 年	12月	地域改善対策協議会から「今後の地域改善対策について」意見具申提出
1992 (平成4) 年	3月	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行(一部事業についての法の5年延長)
1993 (平成5) 年	6月	平成5年度同和地区実態把握等調査(地区概況調査)の実施
	11月	平成5年度同和地区実態把握等調査(生活実態調査、意識調査)の実施

1996 (平成8) 年	5月	地域改善対策協議会から「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」意見具申提出
	7月	「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」閣議決定
	12月	人権擁護施策推進法の公布
1997 (平成9) 年	3月	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行 (一部事業についての法の5年延長)
	3月	人権擁護施策推進法の施行 人権擁護推進審議会設置
	5月	法務大臣、文部大臣、総務庁長官 (当時) が人権擁護推進審議会に対し、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」(諮問第1号) について諮問 法務大臣から人権擁護推進審議会に対して、「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」(諮問第2号) について諮問
	7月	人権教育のための国連10年推進本部が『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』を発表
1999 (平成11) 年	7月	人権擁護推進審議会が「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について (答申)」を提出
2000 (平成12) 年	7月	人権擁護推進審議会が「今後論議すべき論点の整理」を公表
	12月	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行
2001 (平成13) 年	5月	人権擁護推進審議会が「人権救済制度の在り方について (答申)」を提出
	12月	人権擁護推進審議会が「人権擁護委員制度の改革について (諮問第2号) に対する追加答申)」を提出 広島県の同和対策事業の見直し
2002 (平成14) 年	3月	「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効
	5月	広島県人権教育・啓発指針策定
	11月	広島県人権啓発推進プラン策定
	12月	広島県人権教育推進プラン策定
2011 (平成23) 年	4月	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更
2016 (平成28) 年	12月	「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行

[発行]

**広島県人権男女共同参画課**

〒730-8511 広島市中区基町10番52号  
TEL: 082-513-2734 FAX: 082-227-2549

[協力]

**公益財団法人  
人権教育啓発推進センター**

法務省委託事業

発行：令和2(2020)年3月・第2刷：令和3(2021)年2月

